

Project : 第9回 清水町・蓮沼町周辺地区 防災まちづくり協議会の概要	
date : 令和3年10月5日(火) 18:30~20:00	place : 清水地域センター レクホール

《次第》

- 1 開 会
- 2 前回協議会までのおさらい
- 3 これからの防災まちづくりについて
- 4 今後のスケジュール
- 5 閉 会

《配布資料》

- 第9回協議会 PowerPoint 説明資料
- 防災まちづくりニュース第9号案
- 清水町・蓮沼町周辺地区防災まちづくり計画（令和2年10月）

《議事要旨》

○新防火のメリットデメリットについて

- ・デメリットに、「在来工法では」高くなるとあるが他の工法でも高くなるのではないかと。以前15%程度アップするという説明もあった。コストアップについては、重要な項目なので具体的に示してほしい。

(区) 確かに以前の説明で15%程度アップするとして記録を確認しています。今回、改めて具体的にお示しするため色々と調べてみたところ、在来では高くなる傾向にあるようですが、一概に何%程度アップするというデータを確認できませんでした。

○新たな防火規制の区域指定後について

- ・新たな防火指定区域に指定された場合、建替えの際にはこの基準を満たすことが義務付けられるのか。ルールという柔らかい表現なので、はっきり確認したい。

(区) ニュース案の1面最下段にも記載していますが、建替えの際にはこの基準を満たすことが必要となります。

- ・区域に指定された場合、建築条例等、何らかの条例を策定するか。

(区) これまでご提案してきた地区計画は、都市計画決定後、建築条例を策定して建築確認申請と連動するものです。一方、新たな防火規制は、東京都建築安全条例に基づいて区域を指定するので、新たに建築条例を策定することはありません。

○新たな防火規制区域の指定後の支援について

- ・都に申請して区域となった場合、都から防災まちづくりについての支援はあるのか。

(区) 区域指定に伴う特別な支援というものはありません。

○防災まちづくり計画について

- ・方針4はきれいにまとめられているが、なぜここに「公助」が入っていないのか。日本全体で自分のことは自分で守れという風潮がある。行政がサポートする意思が伝わってこない。

(区) ここでは行政が取り組むのは前提としつつ、地域での取り組みをまとめています。災害時には当然行政が支援に入ります。